

令和元・ 2年度	業 務 委 託 設 計 書		
委託業務名	伊賀市障がい者福祉計画策定業務委託		
履 行 場 所	伊賀市役所		
設 計 金 額	¥	(内消費税相当額 ¥ )	
委 託 期 間	契約締結日～令和3年3月31日まで		
業務委託の概要			
<p>障がい者福祉に関する意識調査を行い、様々な分野における変化や現状と課題について検証・分析結果をもとに、障害者基本法に基づく「第4次伊賀市障がい者福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和8年度）及び障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「第6期伊賀市障がい福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和5年度）を策定する。</p> <p>予定価格の設定に際し適用する税率（消費税と地方消費税とを合わせた税率）は10%です。</p>			
		設計 令和元年7月5日	
		設計者	検算者

伊 賀 市

## 伊賀市障がい者福祉計画策定業務委託

種 別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【直接人件費】						
(アンケート調査及びヒアリング調査)						
調査票の作成、調査結果の分析	技術員		人/日			
集計・分析・報告書作成等	技師		人/日			
(計画策定業務)						
基礎的データの収集・整理	技術員		人/日			
施策やサービス提供の現状の把握・整理	技師		人/日			
現行計画の評価						
基本的事項の検討・設定						
事業・取組み方向の検討						
計画案の作成						
委員会に係る支援(15回程度)						
【直接人件費】小計						①
【諸経費】		1.00	式			②

伊賀市障がい者福祉計画策定業務委託

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<b>【実経費】</b>						
(アンケート調査)						
調査票の印刷(障がいのある人)		3000.00	部			
調査票の印刷(障がいのある児童の保護者)		2000.00	部			
調査票の印刷(市民)						
発送用封筒の印刷		5000.00	部			
返信用封筒の印刷		5000.00	部			
封入作業		1.00	式			
郵送費		1.00	式			
データ入力		1.00	式			
(計画策定支援業務)						
伊賀市障がい者福祉計画印刷	SPコード入り	300.00	部			
伊賀市障がい福祉計画印刷		200.00	部			
<b>【実経費】小計</b>						③
税抜き計						①+②+③=④
消費税相当額						④×0.1=⑤
合 計						④+⑤

# 仕様書

## 1. 業務名

伊賀市障がい者福祉計画策定業務委託

## 2. 業務の目的

本業務は、障害者基本法に基づく「第4次伊賀市障がい者福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和8年度まで）の策定にあわせて、令和3年度からの障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「第6期伊賀市障がい福祉計画」を策定する。

## 3. 委託期間

委託年度は令和元年度、令和2年度の継続業務とし、委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

## 4. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 伊賀市障がい者福祉に関する意識調査（アンケート）【令和元年10月～12月頃】

障がいのある人や障がいのある児童の保護者に対し介護の実態や意識・要望等を把握するための調査と、一般の市民に対し障がいに対する理解等について調査するものの2種類の調査を行う。

① 調査地域 伊賀市全域

② 対象者及び配布数

(ア) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び保護者 3,000件

(イ) 伊賀市内在住の市民 2,000件

③ 業務内容

(ア) 調査項目の検討（3種類）

- ・障がい（身体・知的・精神）のある人に対する調査票
- ・18歳未満の障がいのある児童の保護者に対する調査票
- ・一般市民に対する調査票

(イ) 調査票の編集及び原稿作成

(ウ) 調査の実施

対象者の抽出は伊賀市で行い、宛名シールで受託者に提供する。

受託者は伊賀市が提供する内容をもとに調査票と、発送用封筒（長型3号）返信用封筒（長型3号）を印刷する。

調査票と返信用封筒を発送用封筒に封入し、配布、回収とも郵送にて行う。郵送料は受託者の負担とする。

(エ) 調査データの入力

(オ) 集計・分析・報告書作成

回収された調査データ及び記述回答を入力のうち、単純集計ならびに政策判断などに必要なクロス集計を実施し、グラフ作成、分析コメントを添付して、調査結果報告書原稿として取りまとめる。

(カ) 成果品

報告書(紙媒体及び電子媒体各 1 部)と集計データの電子媒体 1 部を提出すること。

## (2) ヒアリング調査

当事者団体及び家族会や障害福祉サービス事業者等にヒアリング調査を行ない、ニーズの把握分析及び政策課題の抽出を行う。

## (3) 伊賀市障がい者福祉計画及び伊賀市障がい福祉計画策定支援業務

① 基礎的データの収集・整理

基礎的な各種資料を収集することにより、障がい福祉に関する現状を把握・整理し、計画策定の基礎として取りまとめること。

② 施策やサービス現状の把握・整理

関係各課への調査シート等により、現在の施策・サービス提供の現状及び問題点や課題を整理し、計画策定の基礎として取りまとめること。また、必要に応じて関係機関等のヒアリングを実施すること。

③ 現行計画の評価

現行の計画において施策・事業の進捗状況、達成度等について検証を行い、計画見直しに当たっての課題を抽出すること。

④ 基本的事項の検討・設定

現行計画の検証結果に基づき計画の基本的事項(体系・施策の方向・具体的施策)について検討を行い、必要に応じた見直しを行うこと。

⑤ 事業・取組み方向の検討

検証を行なった施策や事業について課題に照らした見直しを行うとともに、地域の特性を活かした事業も含め検討を行い、今後の施策や事業として設定すること。

⑥ 計画案の作成

検討委員会(庁内)やワーキング部会等での検討結果を基に計画の素案として取りまとめ、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会での協議や調整のうち、計画の見直し案として取りまとめること。

⑦ 成果品

(ア) 基礎調査資料(原稿)

(イ) 伊賀市障がい者福祉計画(SPコード入り)

A4版・表紙色上質 本文1色 約80頁300部

(ウ) 伊賀市障がい福祉計画

A4版・表紙色上質 本文1色 約30頁 200部

(工) 上記にかかる電子データ(CD-R等)

⑧ 著作権

本計画書の著作権は、伊賀市に属する。

⑨ その他

計画における施策目標等の共有として、国等において示される推進の取組みや障害者総合支援法について十分に把握すること。また、その他必要な事項については市と協議のうえ決定すること。

(4) 伊賀市障がい者福祉計画策定委員会等の開催にかかる支援業務

意識調査・計画見直しに係る庁内推進委員会、ワーキング部会及び伊賀市障がい者福祉計画策定委員会等について会議開催時における助言等の支援を行い、常に市事務局と協議打合せを行うこと。

① 会議等への出席は、計15回程度を予定

② 策定委員会への提出資料のデータ作成(6回程度開催予定)

※ 会議資料の印刷及び議事録については、市において作成する。

③ 市民懇談会での意見の取りまとめ及び課題の整理等を行う。

④ パブリックコメント等の意見集約に基づく対応を協議し、取りまとめを補佐する。

⑤ その他必要な事項については、市と協議のうえ決定すること。

## 5. 業務体制

(1) 主任技術者を定めること。

(2) 主任技術者は、業務に関する技術上の一切の事項を処理すること。

(3) 主任技術者は、業務の履行にあたり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するとともに、平成24年度以降に同種又は類似業務について1件以上の実績を有する技術者であること。(本業務における同種又は類似業務とは、行政における障がい者福祉計画及び福祉分野に関する計画策定業務とする。)

## 6. 機密の保持

本委託業務を受託した者は、業務遂行にあたり知り得た個人に関する情報は一切漏らしではならず、業務終了後も同様とする。

## 7. 委託料支払い方法

完了後一括払い

## 8. その他

(1) 受託者は、伊賀市障がい福祉課と綿密に連絡を取り、その指示等に従い、誠実に業務を遂行すること。

- (2) 本業務を実施するにあたり、仕様書についての詳細及び本仕様書に記載のないものについては、障がい者福祉に係る国・三重県の指針及び障がい者福祉制度の見直しに準拠し、当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補完するものとする。
- (3) 本業務に関する協議や各種打合せ等に関する必要経費は、受託者の負担とする。